

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年8月11日 |
| 【四半期会計期間】 | 第89期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日） |
| 【会社名】 | 日油株式会社 |
| 【英訳名】 | NOF CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大池 弘一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
| 【電話番号】 | 東京03(5424)6600(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 金万 敬一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 |
| 【電話番号】 | 東京03(5424)6600(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 金万 敬一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 日油株式会社大阪支社 （大阪市北区堂島二丁目4番27号） 日油株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第88期 第1四半期連結 累計期間 | 第89期 第1四半期連結 累計期間 | 第88期 |
|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日 | 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日 | 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 35,805 | 35,957 | 154,121 |
| 経常利益 (百万円) | 2,983 | 3,989 | 11,237 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 1,732 | 2,424 | 6,886 |
| 四半期包括利益又は 包括利益 (百万円) | 407 | 2,093 | 5,106 |
| 純資産額 (百万円) | 88,315 | 90,309 | 89,172 |
| 総資産額 (百万円) | 155,970 | 157,209 | 155,321 |
| 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | 9.11 | 12.86 | 36.22 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 54.12 | 57.08 | 57.03 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第88期第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間及び第88期においては潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第88期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日までの3ヶ月間）のわが国経済は、東日本大震災による甚大な被害とともにサプライチェーン寸断の影響から生産や輸出が大幅に減少し、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当期における当社グループを取り巻く事業環境は、海外市場については、中国をはじめとするアジア地域の堅調な需要に加え、米国および欧州における需要も回復してまいりました。国内市場については、震災によるサプライチェーン寸断の影響を受けたものの、復興に向けて需要は回復基調にあり、夏場の電力不足に備えた前倒し需要などもみられました。

このような事業環境下において、当社グループは、当事業年度を初年度とする3カ年の「2013中期経営計画」をスタートさせ、収益力強化のための各種施策を実行するとともに、震災による業績への影響を最小限にとどめるよう経営努力を重ねました。

また、グローバル展開のための基盤整備として本年2月に中国上海市に設立した販売子会社である日油（上海）商貿有限公司は、5月から営業を開始いたしました。

これらの結果、売上高は、35,957百万円と前年同期比0.4%の増収となりました。利益面では、たな卸資産評価益の計上などにより、営業利益は、3,497百万円と前年同期比30.9%の増益、経常利益は、3,989百万円と前年同期比33.7%の増益、四半期純利益は、2,424百万円と前年同期比39.9%の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

機能化学品事業

機能化学品事業では、原燃料価格の高騰が続く中、適正価格での販売と高付加価値製品の拡販に努めました。アジアを中心とする海外市場の堅調さに加え、国内では生活関連分野の需要が好調で、震災の影響は限定的でした。

脂肪酸誘導体は、アジア向けを中心に需要が好調に推移したことにより、また界面活性剤は、トイレタリー原料用の需要が旺盛であったことにより、前年同期に比べそれぞれ売上高は増加しました。エチレンオキシド・プロピレンオキシド誘導体は、堅調な需要に加え、化粧品および医薬原料向けの拡販に注力したことにより、売上高は増加しました。

有機過酸化物、機能性フィルム、電子材料および特殊防錆処理剤・防錆加工は、主に自動車・家電分野において、震災の影響により一部ユーザーの需要が減少したため、売上高は減少しました。

これらの結果、機能化学品事業の売上高は、24,517百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は、2,543百万円（同16.1%増）となりました。

ライフサイエンス事業

ライフサイエンス事業では、海外の新市場開拓に注力するとともに、国内外において高付加価値製品の拡販に努めました。

食用加工油脂は、製パン用機能性油脂の拡販により、また機能食品関連製品は、新規製品の拡販により、前年同期に比べそれぞれ売上高は増加しました。

生体適合素材であるMPC（2-メタクリロイルオキシエチルホスホリルコリン）関連製品は、化粧品分野および医療関連分野への拡販に努め、売上高は増加しました。

DDS（ドラッグ・デリバリー・システム：薬物送達システム）医薬用製剤原料は、欧米大口需要家向けの出荷が7月以降へずれ込んだことにより、売上高は減少しました。

これらの結果、ライフサイエンス事業の売上高は、5,881百万円（前年同期比0.6%増）となりましたが、食用油脂原料価格の高騰に加えて、医薬用製剤原料の売上高減少の影響により、営業利益は、574百万円（同20.2%減）となりました。

化薬事業

ロケット関連製品は、宇宙ロケットの打ち上げ計画通り納入し、前年同期に比べ売上高は増加しました。

産業用爆薬類は、公共事業投資の減少により土木分野の需要が低迷したため、売上高は減少しました。

防衛関連製品は、売上高は前年同期並みとなりました。

これらの結果、化薬事業の売上高は、5,153百万円（前年同期比1.1%減）となりましたが、不採算品の見直しとコスト削減の効果もあって、営業利益は523百万円（同643百万円増）となりました。

その他の事業

その他の事業は、運送事業および不動産事業から構成されております。その売上高は、404百万円（前年同期比9.1%減）、営業利益は、53百万円（同28.4%増）となりました。

（２）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき事業上および財務上の課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針を決定する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。一方、当社の支配権の移転を伴う買付提案等がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討するための、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1937年の創業以来、事業の多角化、事業のグローバル化、そしてまた、事業領域と経営資源の選択と集中を進めながら、幅広い事業領域を有する総合化学メーカーとして成長してきました。

現在、当社は、「バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献します」との経営理念に基づいて、安定的かつ持続的な成長と発展を実現すると共に、社会の一員として、コンプライアンスはもとより、自然環境保護や健康、安全の確保などの企業の社会的責任を果たすことにより、あらゆるステークホルダーの皆様にとって、存在価値のある企業であり続けることを目指しております。

上記の長期的な視点に立った経営理念の下で、当社は、中期的に実現すべき目標として、期間を3年間とする中期経営計画を策定し、その達成に向け、計画を推し進めております。

当社は、永年培ってきた多様な固有技術を含む有形・無形の経営資源が一体となって、当社の企業価値を創造していると考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月10日開催の当社取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決議しました。本対応方針の概要は、以下のとおりです。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、a．事前に大規模買付者は当社取締役会に対して当社株主の皆様判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供し、b．当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為が明らかに株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

一方、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会が対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、社外取締役、社外監査役または社外有識者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様が発動の可否を判断いただくための株主検討期間を設けた上で、株主総会を開催することがあります。

本対応方針は、平成22年6月29日開催の当社第87期定時株主総会の決議をもって同日より発効し、有効期間は平成25年6月に開催される当社第90期定時株主総会終結の時までとしており、有効期間中に、a．当社の株主総会にお

いて本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、b. 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本対応方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

本対応方針は、株主総会での承認により発効することとしており、平成22年6月29日開催の当社第87期定時株主総会にて本対応方針について株主の皆様のご意思を確認させていただいたことから、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

これらの理由により、本対応方針は、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,525百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

（4）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは現在、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または借入により資金調達することとしております。このうち、借入による資金調達に関しましては、運転資金については期限が一年以内の短期借入金で、銀行等からの借入金及び海外子会社の現地での借入金から構成されております。これに対して、生産設備などの長期資金は原則として固定金利の長期借入金で調達しております。

当社グループは、その健全な財務状態、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出す能力及び75億円の実行を確約していない未使用の借入枠により、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 783,828,000 |
| 計 | 783,828,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------|
| 普通株式 | 191,682,752 | 191,682,752 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数 1,000株 |
| 計 | 191,682,752 | 191,682,752 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 | - | 191,682,752 | - | 17,742,010 | - | 15,113,363 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,193,000 | - | - |
| | (相互保有株式) 普通株式 16,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 186,363,000 | 186,363 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,110,752 | - | 一単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 191,682,752 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 186,363 | - |

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 日油株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番3号 | 3,193,000 | - | 3,193,000 | 1.66 |
| 日光油脂株式会社 | 東京都墨田区東墨田二丁目 13番23号 | 16,000 | 142,000 | 158,000 | 0.08 |
| 計 | - | 3,209,000 | 142,000 | 3,351,000 | 1.74 |

(注) 1. 他人名義所有分はすべて持株会である日油親栄会の名義となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 6,714 | 6,743 |
| 受取手形及び売掛金 | 30,089 | 28,726 |
| 商品及び製品 | 16,119 | 18,028 |
| 仕掛品 | 3,657 | 4,812 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,690 | 8,502 |
| その他 | 4,652 | 5,105 |
| 貸倒引当金 | 192 | 187 |
| 流動資産合計 | 68,731 | 71,732 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 21,610 | 21,392 |
| 土地 | 19,606 | 19,626 |
| その他(純額) | 13,876 | 14,154 |
| 有形固定資産合計 | 55,093 | 55,173 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 1,131 | 1,035 |
| 無形固定資産合計 | 1,131 | 1,035 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 22,584 | 21,485 |
| その他 | 7,986 | 7,987 |
| 貸倒引当金 | 206 | 204 |
| 投資その他の資産合計 | 30,364 | 29,267 |
| 固定資産合計 | 86,589 | 85,476 |
| 資産合計 | 155,321 | 157,209 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 20,807 | 21,832 |
| 短期借入金 | 5,953 | 7,562 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,743 | 4,743 |
| 未払法人税等 | 2,965 | 1,485 |
| 賞与引当金 | 2,742 | 1,557 |
| その他 | 9,109 | 10,424 |
| 流動負債合計 | 46,322 | 47,606 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 8,102 | 8,022 |
| 退職給付引当金 | 3,917 | 3,827 |
| その他 | 7,805 | 7,442 |
| 固定負債合計 | 19,825 | 19,293 |
| 負債合計 | 66,148 | 66,899 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 17,742 | 17,742 |
| 資本剰余金 | 15,113 | 15,113 |
| 利益剰余金 | 54,129 | 55,611 |
| 自己株式 | 1,310 | 1,312 |
| 株主資本合計 | 85,673 | 87,154 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 4,588 | 3,939 |
| 為替換算調整勘定 | 1,677 | 1,363 |
| その他の包括利益累計額合計 | 2,910 | 2,576 |
| 少数株主持分 | 588 | 579 |
| 純資産合計 | 89,172 | 90,309 |
| 負債純資産合計 | 155,321 | 157,209 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 35,805 | 35,957 |
| 売上原価 | 26,103 | 25,620 |
| 売上総利益 | 9,702 | 10,336 |
| 販売費及び一般管理費 | 7,030 | 6,838 |
| 営業利益 | 2,671 | 3,497 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10 | 14 |
| 受取配当金 | 359 | 364 |
| その他 | 218 | 289 |
| 営業外収益合計 | 588 | 669 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 61 | 55 |
| その他 | 215 | 121 |
| 営業外費用合計 | 276 | 177 |
| 経常利益 | 2,983 | 3,989 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 貸倒引当金戻入額 | 21 | - |
| その他 | - | 0 |
| 特別利益合計 | 21 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 災害による損失 | 123 | 205 |
| 固定資産除却損 | 7 | 4 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 88 | - |
| その他 | 0 | 2 |
| 特別損失合計 | 220 | 212 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 2,785 | 3,777 |
| 法人税等 | 1,004 | 1,351 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 1,780 | 2,425 |
| 少数株主利益 | 48 | 1 |
| 四半期純利益 | 1,732 | 2,424 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 1,780 | 2,425 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,416 | 649 |
| 為替換算調整勘定 | 42 | 317 |
| その他の包括利益合計 | 1,373 | 332 |
| 四半期包括利益 | 407 | 2,093 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 359 | 2,090 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 47 | 3 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|------------|--|
| 1. 税金費用の計算 | 税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる会社については、法定実効税率を使用して計算した金額を計上しております。 |

【追加情報】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------------------------|--|
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) | 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | | 当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日) | |
|------------------------------------|----------|------------------------------------|----------|
| 1 のれん(無形固定資産) | 286百万円 | 1 のれん(無形固定資産) | 265百万円 |
| 負ののれん(その他固定負債) | 0百万円 | 負ののれん(その他固定負債) | 0百万円 |
| 2 受取手形裏書譲渡高 | 75百万円 | 2 受取手形裏書譲渡高 | 24百万円 |
| 3 保証債務 | | 3 保証債務 | |
| 連結会社以外の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 | | 連結会社以外の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 | |
| 尼崎ユーティリティサービス(株) | 107百万円 | 尼崎ユーティリティサービス(株) | 123百万円 |
| 恩欧富塗料商貿(上海)有限公司 | 55百万円 | 恩欧富塗料商貿(上海)有限公司 | 55百万円 |
| 計 | 162百万円 | 計 | 178百万円 |
| 4 債権流動化に伴う買戻義務 | 2,780百万円 | 4 債権流動化に伴う買戻義務 | 2,801百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|-----------|---|---|
| 減価償却費 | 1,771百万円 | 1,520百万円 |
| のれんの償却額 | 20百万円 | 20百万円 |
| 負ののれんの償却額 | 0百万円 | 0百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 958 | 5 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 942 | 5 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

| | 報告セグメント | | | | その他 (注)1 (百万円) | 合計 (百万円) | 調整額 (注)2 (百万円) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 (百万円) |
|--------------------------|----------------------|-----------------------------|---------------|------------|----------------------|-------------|----------------------|--|
| | 機能化学 品事業 (百万円) | ライフサ イエンス 事業 (百万円) | 化薬事業 (百万円) | 計 (百万円) | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客への売上高 | 24,303 | 5,847 | 5,209 | 35,360 | 445 | 35,805 | - | 35,805 |
| (2)セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 19 | 277 | 7 | 304 | 1,816 | 2,121 | 2,121 | - |
| 計 | 24,323 | 6,124 | 5,217 | 35,665 | 2,261 | 37,926 | 2,121 | 35,805 |
| セグメント利益又は 損失() | 2,191 | 720 | 120 | 2,790 | 41 | 2,832 | 160 | 2,671 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送、不動産販売及び管理業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 160百万円には、セグメント間取引消去 3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 156百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

| | 報告セグメント | | | | その他 (注)1 (百万円) | 合計 (百万円) | 調整額 (注)2 (百万円) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 (百万円) |
|--------------------------|----------------------|-----------------------------|---------------|------------|----------------------|-------------|----------------------|--|
| | 機能化学 品事業 (百万円) | ライフサ イエンス 事業 (百万円) | 化薬事業 (百万円) | 計 (百万円) | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1)外部顧客への売上高 | 24,517 | 5,881 | 5,153 | 35,553 | 404 | 35,957 | - | 35,957 |
| (2)セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 25 | 571 | 3 | 600 | 1,932 | 2,532 | 2,532 | - |
| 計 | 24,543 | 6,453 | 5,156 | 36,153 | 2,336 | 38,490 | 2,532 | 35,957 |
| セグメント利益 | 2,543 | 574 | 523 | 3,641 | 53 | 3,694 | 196 | 3,497 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送、不動産販売及び管理業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 196百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 198百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) |
|----------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 9円11銭 | 12円86銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 1,732 | 2,424 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 1,732 | 2,424 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 190,057 | 188,487 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

(自己株式の取得)

当社は、平成23年8月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る決議をいたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

5,000,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.65%)

(3) 株式の取得価額の総額

2,300,000,000円(上限)

(4) 取得期間

平成23年8月4日より平成23年12月31日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

2【その他】

特記すべき事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

日油株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野 博之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日油株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日油株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。